

第 1 回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

会議の名称	東大阪市廃棄物減量等推進審議会		
事務局	環境部		
開催日時	平成 28 年 5 月 23 日（月）午前 10 時 00 分から 11 時 45 分		
開催場所	東大阪市役所本庁舎 22 階 会議室 1・2		
出席者	<出席委員：13名> （委員）小幡委員、内海委員、石川委員、吉川委員、岩浅委員、 福本委員、村田委員、岡本委員、住山委員、藤原委員、 栗本委員、森委員、清水委員		
	<欠席委員：0名>		
	<市> 野田市長 <事務局> 植田、木下、塚脇、飯田、大浦、伊藤、田渕		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0名
概要	<委嘱式> 1. 委嘱状の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員紹介 <会議> 1. 会長の選出 2. 副会長の指名 3. 諮問『大型ごみ有料化の導入について』 4. 本市のごみ処理の現況について 5. 大型ごみ有料化の実施状況について 6. 今後のスケジュール 7. その他		
内容	別紙のとおり		
その他	次回開催予定 8月1日（月）		

内 容

<委嘱式>

1. 委嘱状の交付
市長から各委員へ委嘱状を交付
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
事務局から各委員の紹介

<会議>

1. 会長の選出
会長は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第 14 条第 2 項に基づき、小幡委員に決定
2. 副会長の指名
副会長は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第 14 条第 2 項に基づき、内海委員に決定
3. 諮問『大型ごみ有料化の導入について』
市長から会長へ諮問書が交付され、事務局により諮問の趣旨について説明

<市長が公務により退室>

<副会長が事前退室の申出により退室>

4. 本市のごみ処理の現況について
会長から「本市のごみ処理の現況について」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料 1」を用いて説明

○会長

ただいまの説明に質問があるか。

○A委員

大型ごみのうち家電 4 品目は含んでいないと思うが電化製品の排出品目で実際にどのようなものが入っているか。

○事務局

大型ごみで排出される電化製品のうち、(平成 26 年度で) 最も多いのが照明器具で 10,128 点、次いで多いのが扇風機で 8,838 点、次いで多いのが掃除機で 8,126 点、続いて多いのがこたつで 5,073 点になる。日常生活でよく使われているものが多く排出されているのではないかと考えている。

○A委員

照明器具はシーリングライトのものを指すのか。

○事務局

おそらく照明を取り付けている器具のことを指すのではないかと思う。

○A委員

蛍光管ではないということによろしいか。

○事務局

蛍光管は市の回収協力店等で回収し、処理をしている。

○B委員

不法投棄について聞くが、どのようなものが捨てられているか。

○事務局

テレビの切り替え(地上デジタル放送への切り替え)が終了するまではテレビの不法投棄が多くあったが、平成 24 年度をピークにそれからは減っている。道路上や空地などに捨てられた家具などは美化推進課において撤去を行い、空地の適正管理に関して私有地の場合は所有者への指導も行っている。

○会長

不法投棄されている品目や処理量の内訳は集計しているか。

○事務局

品目ごとに集計している。

○会長

美化推進課でデータは出せるということによろしいか。

○事務局

データはあるので可能である。

○C委員

大型ごみの排出点数の資料中、1世帯あたりの排出点数等の記述があるが、これはどのような意味か。

○事務局

排出点数や排出件数の中身については分析中であるが、1点あたりの処理量が8kgになるということを示している。

○事務局

補足で大型ごみの申込件数は1回あたり10点としており、タンスの中に服がたくさん入っていても1点となる。1家族が1年間に3点しか出さないとのことだが、同じところから1年に何回も申込みをしているため、本市及び東大阪都市清掃施設組合でも注意していかなければならない。重さ、件数、点数を研究している理由はそういうところにある。

○会長

単純に計算すれば8kgだが、中身は複雑だろうと思う。

○D委員

不法投棄が減少しているのはいいことであるが、不法投棄のプレート等が劣化しているところもあるため、新しく張り替えていただきたい。

○会長

これについては、事務局できちんと点検し、新しくされるだろうと思う。

○会長

他にあるか。データの詳細は参考資料や一般廃棄物処理基本計画にあるので見てほしい。

5. 大型ごみ有料化の実施状況について

会長から「大型ごみ有料化の実施状況について」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料2」を用いて説明

○会長

事務局から説明があったが、今後東大阪市がどのような方式で有料化をしていくのか、あるいはどのような点を配慮するのかという議論になるかと思う。

○E委員

処理料金の方式で重量別があるが、これは実際どのような形でされているか。

○事務局

寝屋川市で採用されている方式であり、本市でいう東大阪都市清掃施設組合に持ち込む際に徴収する方法と同じである。市民の方が事前に重量を計測して申込むものと思うが、詳細はわからない。

○E委員

マットレスやそのようなものも自分で計測するのか。

○事務局

基本的にはカタログベースであろうかと思う。インターネット等で調べてその重さで申告するのではないかと思う。

○B委員

リユース手段の提供と持ち去り対策で聞くが、リユース拠点の設置等をする場合、リサイクル工房の整備等は考えているのか。また、街中で様々な方々があきかんの持ち去りをしており、問題になっているケースもある。不法投棄について、他の自治体では、早朝パトロールや夜間パトロールをしているとあるが、これは実際に誰がするのか。ごみが捨てられているところには色んなごみが不法投棄されやすい。有料化でどのくらい収入があり、処理費用との差はどのくらいか。

○会長

他市の実施内容を全て東大阪市でするわけではないと思うが、市民の方にどれだけ意識してもらうかが肝心である。このことに事務局はどのような考えを持っているか。

○事務局

環境活動の場は東大阪市民環境フェスティバルとECOファミリーフェスタのみだが、リユース拠点施設は（仮称）環境センターという案を持っているが実現には至っていない。夜間パトロールは年に何回か美化推進課や関係部局と一緒に実施している。手数料収入は大型ごみにかかる経費に充当することを念頭に市民還元施策の可能性も考えたい。

○会長

リユース拠点は無いが、夜間パトロールは実施しているということである。また、市民への意識啓発のための還元施策は考えているようである。他にご意見あるか。

○D委員

有料化に関する全国調査研究の結果、有料化の効果に大きなばらつきがあり、その要因としては地域の特性と制度の特性である。減量効果の持続性や不法投棄の配慮、負担の公平性、手数料の用途は研究していかなければと思う。住民と行政の相互理解のためには行政による情報公開が大事だと思う。

○会長

ごみの有料化に関する調査内容をお話された。おそらく有料化になると市民に説明会をしていくことになるかと思うが、その点について市で何か考えているか。

○事務局

市政だより 6月1日号で東大阪市のごみ事情を掲載した。10月には3R推進月間による周知も考えている。ごみを有料化の際は、有料化の目的や効果に関する市民の説明会になるかと思うが、現在は環境教育出前講座において、自治会の方々を中心にごみ減量に関する説明会も実施しており、これを活用していきたい。

○F委員

高齢者が増加しており、ごみ屋敷寸前の家に行くこともある。また、ごみの出し方がわからない、もったいないから出さないという方もいる。まずは分かりやすい方法で市民に周知し、高齢者にもやさしい形で実施してほしい。

○会長

原則としては、分かりやすさが一番だと思う。パンフレット等で確認も面倒だと思うが、市のほうでわかりやすさという観点で何かあるか。

○事務局

インターネットが出来ない方もいるので、手数料を決める際は簡単な体系で市民にも説明しやすい形にできればと思う。

○会長

今私も簡単にと言ったが、中々簡単にいかない部分も出てくると思う。そこをどのように折り合いをつけるかになる。

○C委員

有料化方式で超過量制がどういう意図で採用されているか分からないが、環境教育という観点でいうと他の方式と質が違うのかと思う。一定数超えると有料ということは、計画的な消費と廃棄を市民に意識させることができるのでやり方によ

ってはいいものになるかと思う。

○会長

超過量制ですが、皆さんから意見あるか。

○事務局

家庭ごみでよく採用されており、1世帯あたり何人の家族を想定し、無料配布をしているかは調査の中で出ていないが、いい形でシステム化できるのであれば考えたい。

○会長

環境教育という側面から超過量方式でどのような効果があるか分かれば教えてほしい。

○会長

本日、有料化の状況や課題が分かったので次回以降は東大阪市でどうするか議論していきたい。

6. 今後のスケジュール

会長から「今後のスケジュール」について、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料3」を用いて説明

○会長

このような予定でよろしいか。

(特に意見なし)

7. その他

会長から「その他」について、事務局へ説明を求められ、事務局が会議の公開方法について説明

以上